

泉南市留守家庭児童会 誓約書兼同意書

誓 約 書

1. 下記の事項に該当する場合は、泉南市留守家庭児童会実施要綱第13条の規定に基づく入会許可の取り消し（退会）や出席停止の措置をとられても異議はありません。その際は、返金や日割り請求をしません。
 - ①留守家庭児童会入会申込書、その他提出書類の記載内容に虚偽の事実があった場合
 - ②長期間の欠席がある場合
 - ③無断欠席が続く場合
 - ④留守家庭児童会費及び延長保育会費（朝延長保育会費を含む）、の滞納が1ヶ月以上ある場合
 - ⑤留守家庭児童による粗暴行為（他の児童又は指導員に乱暴な行動危害を加える行為、施設や設備を破壊する行為等）により留守家庭児童会の運営に支障をきたす場合
2. 提出済の留守家庭児童会入会申込書、その他提出書類の記載内容に変更等があった場合は、速やかに生涯学習課に所定の手続きを行います。
3. おやつ代は必ず納入します。
4. 児童のお迎えが必要な場合は、保護者の責任で必ず行います。児童の留守家庭児童会への登下校中の安全確保については、児童を適切に指導する等、保護者においてその責任を果たします。
5. 年度途中における退会届、延長保育申請書及び変更申請書の提出については、その退会希望月、延長保育の開始希望月及び変更月に応じ、入会案内に記載の期日までに生涯学習課において、手続きを完了します。

同 意 書

1. 住所地及び世帯構成等の確認のために必要である場合は、それらについて住民基本台帳等により確認されること。
2. 在職証明書の確認のため、職場等に就労等の状況を確認されること。
3. 留守家庭児童会費及び延長保育会費（朝延長保育会費を含む）に滞納があった場合は、次の調査・照会を行うこと。
 - (1) 市税情報（口座振替、勤務先等）
 - (2) 学校給食引落振替
 - (3) 保育料引落調査
 - (4) 預貯金口座の有無、残高
 - (5) 勤務先における勤務状況、給与状況、給与振込口座

4. 留守家庭児童会費及び延長保育会費（朝延長保育会費を含む。）に滞納があった場合に、市職員が保護者に直接連絡するほか、自宅及び勤務先に連絡、訪問し、滞納状況及び納付相談を行うこと。
5. 入会児童の保育に配慮が必要であると認められるときは、その児童が入所していた保育所（園）、幼稚園等、在籍校、泉南市教育委員会、泉南市関係部署にその児童の保育の状況や発達状況について、確認されること。

上記誓約書及び同意書の内容について了承の上、泉南市留守家庭児童会の入会を申請します。

令和 年 月 日

児童氏名等

氏 名			
小 学 校	小学校	小学校	小学校
学年（新学年）	年	年	年

保護者氏名等

	父	母
住 所	泉南市	泉南市
氏 名	(署名又は記名押印)	(署名又は記名押印)
自宅Tel		
携帯Tel		

※両面とも御確認、御一読ください。

※父欄及び母欄のうち氏名は署名又は記名押印をお願いします。